

「判定制度に関するアンケート」 結果報告

2017. 06. 01

特許第2委員会

第5小委員会

2016年11月に特許第1・特許第2委員会の各委員の皆様を対象にしたアンケートの結果を集計しましたので報告致します。

1. アンケート概要

被疑侵害物件が特許発明の技術的範囲に属するか否かは特許権者と被疑侵害者との間の大きな争点の一つであり、技術的範囲の属否についての当事者間の見解が一致しないために紛争が解決しないというケースも存在するのではないかと思います。

訴訟を提起することにより技術的範囲の属否について確定的な判断を得ることができますが、技術的範囲の属否のみについて争うことはできません（訴えの利益なし。）。また、費用や手続き（裁判所に対する手続きや社内的な手続き等）のことを考えると、訴訟を提起するためのハードルは必ずしも低いとは言えません。さらに、日本の訴訟件数は諸外国と比較して少なく（※1）、勝訴率も低い（※2）との報告もあります。

一方、技術的範囲の属否について判断を得る手段として、専門家による鑑定・特許法上の判定制度・日本知的財産仲裁センターによるセンター判定等がありますが、これらの結果にはいずれも法的拘束力がないと言われており、多大な労力を投入して取得した特許権を有効に活用し切れていないということも予想されます。

そこで、当小委員会では、訴訟とは別の手段で被疑侵害物件と技術的範囲との関係性について確定的で特許紛争の各場面で当事者が利用しやすい判断を得られる制度を検討するためにアンケートを実施いたしました。

※1 「知的財産推進計画2015 侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」 47ページ図表IV-1等

※2 「知的財産推進計画2015 侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」 47ページ図表IV-3等

1-2. 対象者

特許第1委員会および特許第2委員会の各委員。

1-3. アンケート期間

2016年11月18日～2016年11月30日

2. アンケート結果の概略

2-1. 回答者について

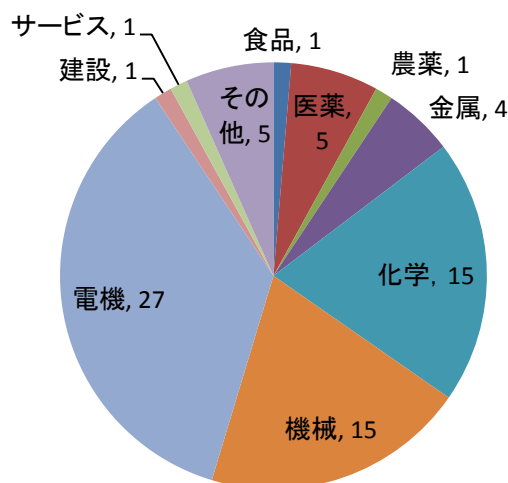
アンケート依頼社数 116 社中、有効回答数 75 社

Q 1 - 1

あなたは、どのような業種を想定してこのアンケートを記入しますか？（貴社が複数の業種を行っている場合には、回答しやすい業種を1つ選択して下さい。）

回答総数：75

無回答	食品	医薬	農薬	金属	化学	機械	電機	建設	サービス	その他
0	1	5	1	4	15	15	27	1	1	5



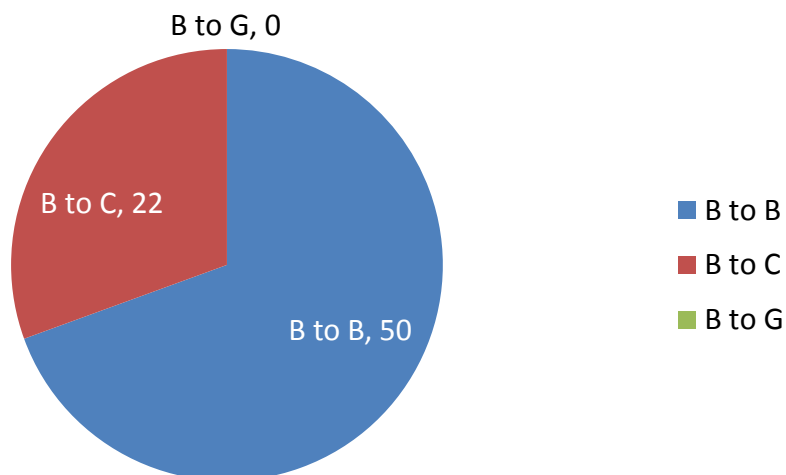
■ 食品 ■ 医薬 ■ 農薬 ■ 金属 ■ 化学 ■ 機械 ■ 電機 ■ 建設 ■ サービス ■ その他 ■

Q 1 - 2

あなたは、どのようなビジネス形態を想定してこのアンケートを記入しますか？（貴社が複数のビジネス形態でビジネスを行っている場合には、回答しやすいビジネス形態を1つ選択して下さい。）

回答総数：75

無回答	B to B	B to C	B to G
3	50	22	0



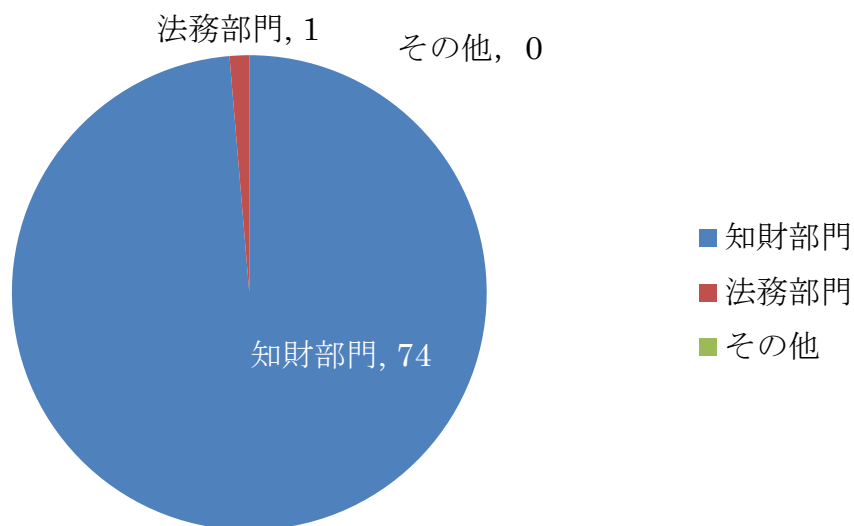
■ B to B
■ B to C
■ B to G

Q 1－3

あなたの所属を教えてください。

回答総数：75

無回答	知財部門	法務部門	その他
0	74	1	0

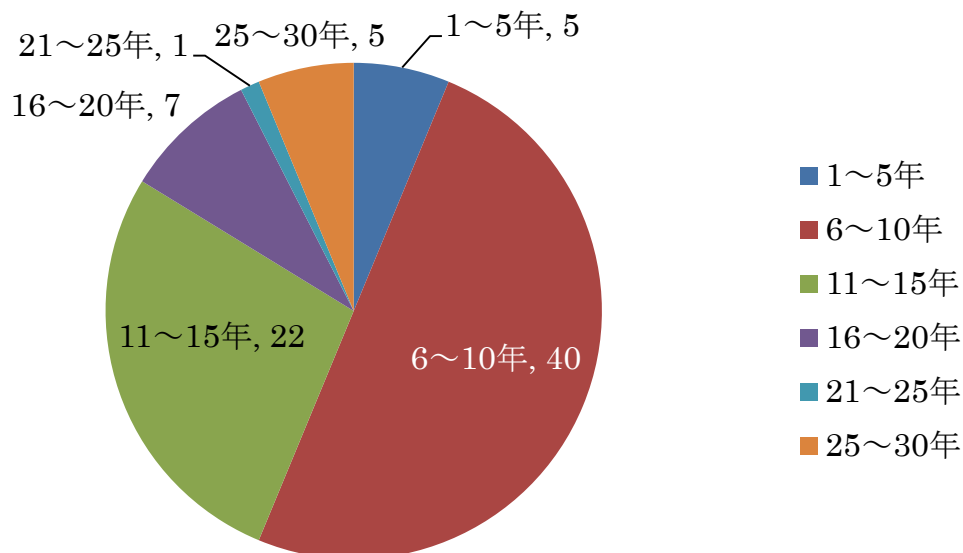


Q 1－4

あなたの知財に関する業務の経験年数を教えてください。

回答総数：75

無回答	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	25～30年
0	5	40	22	7	1	5

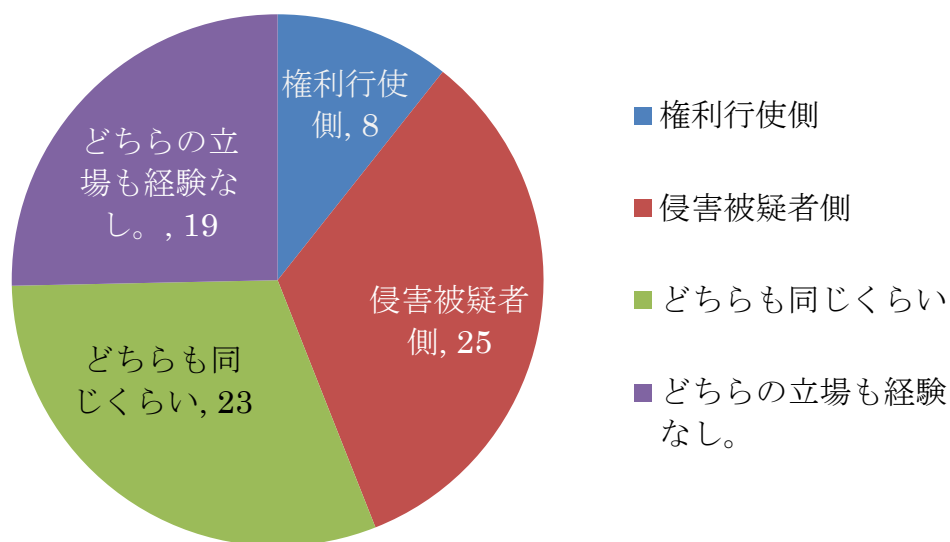


Q 1 - 5

あなたは、権利行使者側と侵害被疑者側とでどちらの立場となることが多いですか？

回答総数：75

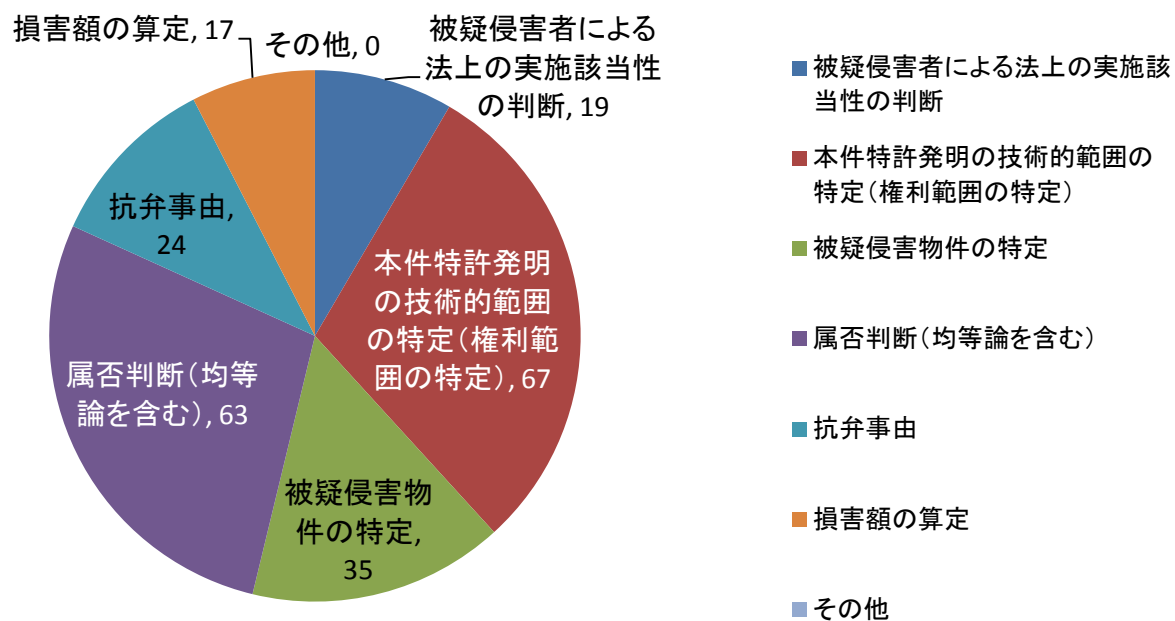
無回答	権利行使側	侵害被疑者側	どちらも同じくらい	どちらの立場も経験なし。
0	8	25	23	19



Q 2 - 1

特許権に関する紛争（侵害系）において、なにが重要な争点だと思いますか。（複数選択可）

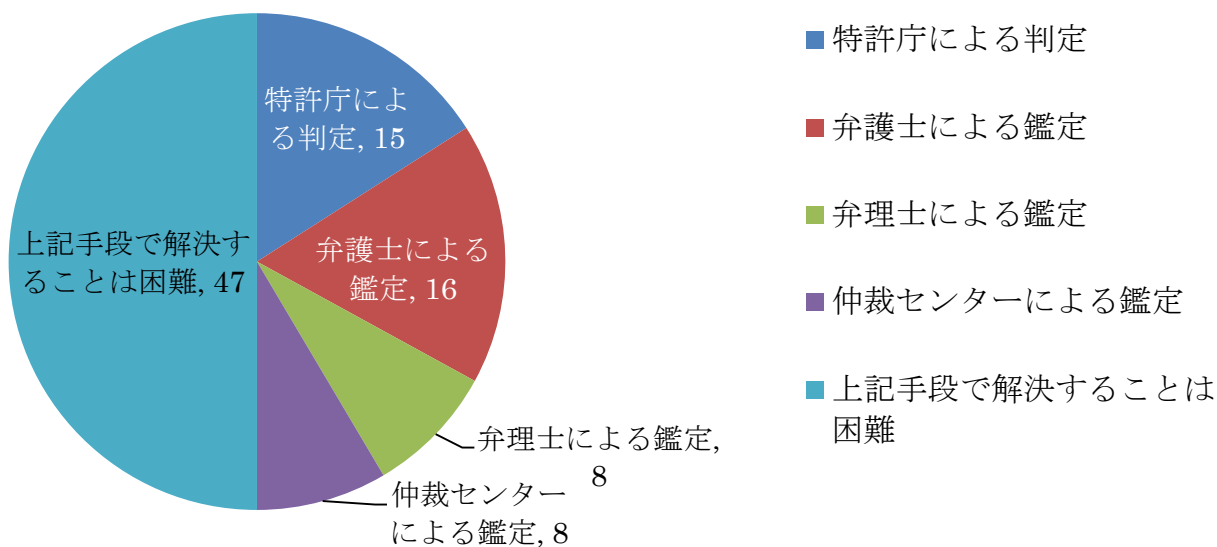
無回答	被疑侵害者による法上の実施該当性の判断	本件特許発明の技術的範囲の特定（権利範囲の特定）	被疑侵害物件の特定	属否判断（均等論を含む）	抗弁事由	損害額の算定	その他
0	19	67	35	63	24	17	0



Q 2 - 2

当事者間での話し合いの結果、特許紛争の争点が属否判断のみとなった場合、次のいずれかの手段を活用することにより、紛争を解決することが出来ると思いますか？（複数選択可）

無回答	特許庁による判定	弁護士による鑑定	弁理士による鑑定	仲裁センターによる鑑定	上記手段で解決することは困難
0	15	16	8	8	47

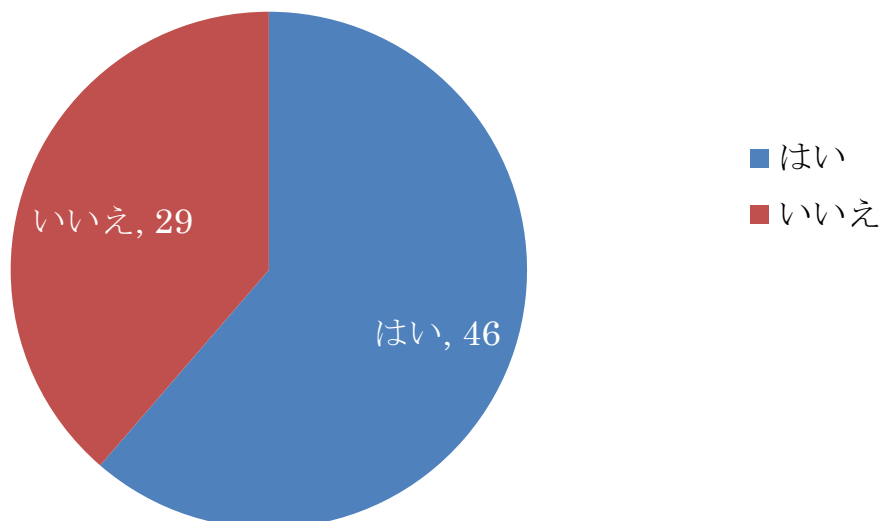


Q 2 - 3

属否判断だけについて確定的な判断を得られる制度があった場合、第三者との紛争解決に役立つと思いますか？

回答総数：75

無回答	はい	いいえ
0	46	29



Q 2－4

(Q 2－4について) なぜそう思うのですか？ (自由記述)

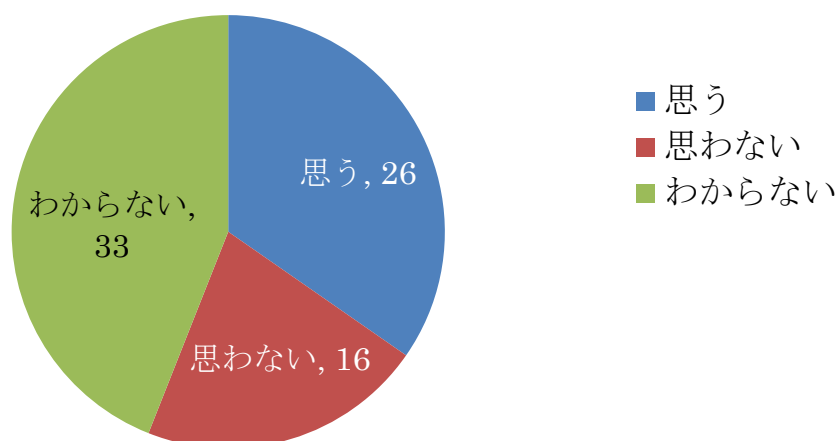
(省略)

Q 2－5

韓国の「権利範囲確認審判制度（注１）（注２）」について伺います。韓国では権利範囲確認審判という制度があります。特許権の権利範囲について特許庁の見解を得られるという点で日本の判定制度と似ていますが、「審決」に対して不服を申し立てることができるという点で判定制度とは異なります。また、韓国ではこの制度の利用件数は日本の判定制度の利用件数と比較すると多いとの報告もあります。このような制度が紛争解決に役立つと思いますか？

回答総数：75

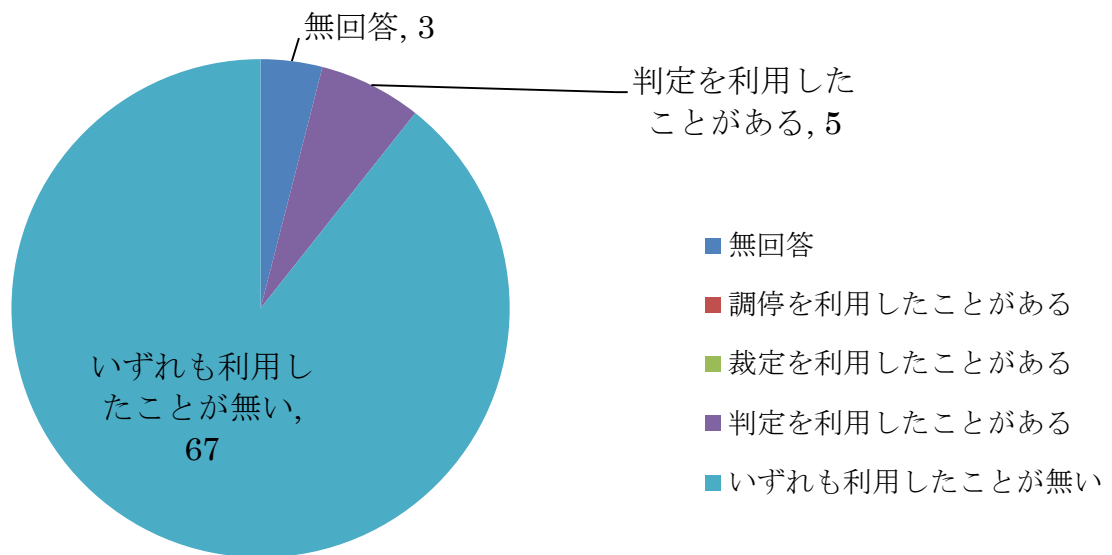
無回答	思う	思わない	わからない
0	26	16	33



Q 3－1

特許権に関する紛争解決手段として、裁判の他にも、調停・裁定・判定による紛争解決手段もあるといわれています（注）。このような制度を利用したことはありますか？（複数選択可）

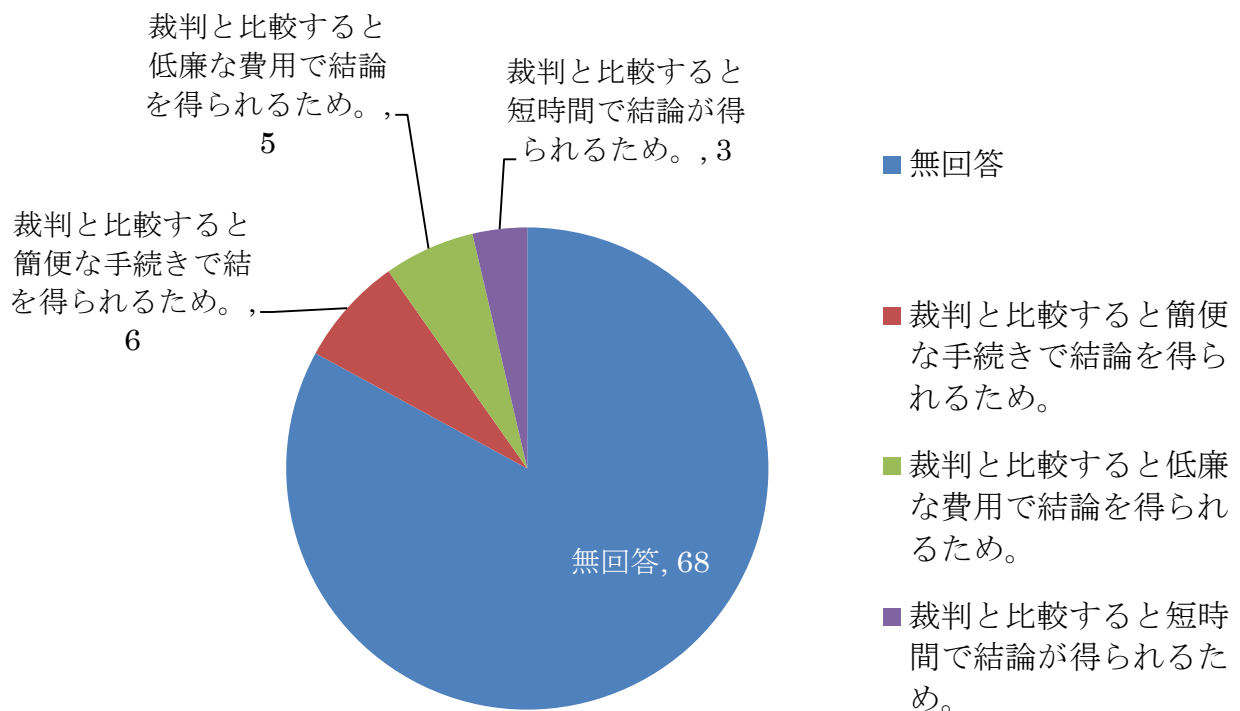
無回答	調停を利用したことがある	裁定を利用したことがある	判定を利用したことがある	いずれも利用したことが無い
3	0	0	5	67



Q 3 - 2

（Q 3 - 1 で「1. ～ 3. 利用したことがある」の場合）なぜ、裁判を利用せずにこれらの紛争解決手段を利用したのですか？（複数選択可）

無回答	68
裁判と比較すると簡便な手続きで結論を得られるため。	6
裁判と比較すると低廉な費用で結論を得られるため。	5
裁判と比較すると短時間で結論が得られるため。	3
その他	0

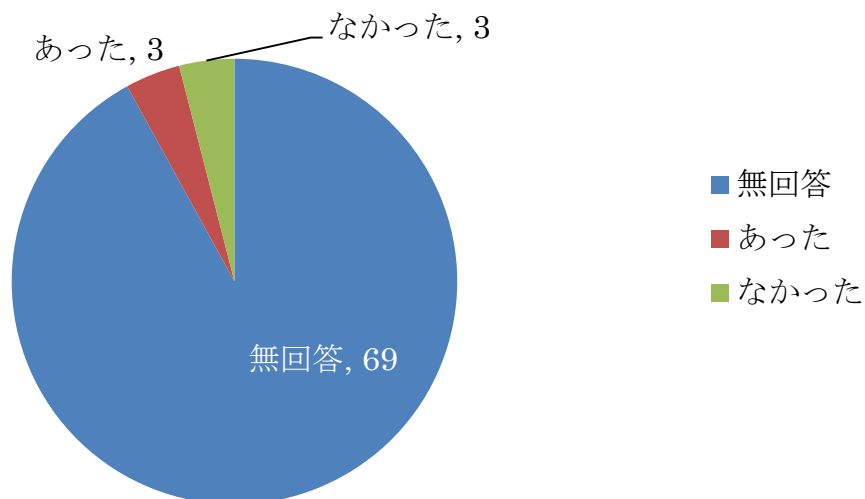


Q 3－3

(Q 3－1で「1. ～3. 利用したことがある」の場合) 利用した結果効果はありましたか？

回答総数：75

無回答	あった	なかった
69	3	3



Q 3－4

(Q 3－3で「1. あった」の場合) どのような効果でしたか？ (自由記述)

(省略)

Q 3－5

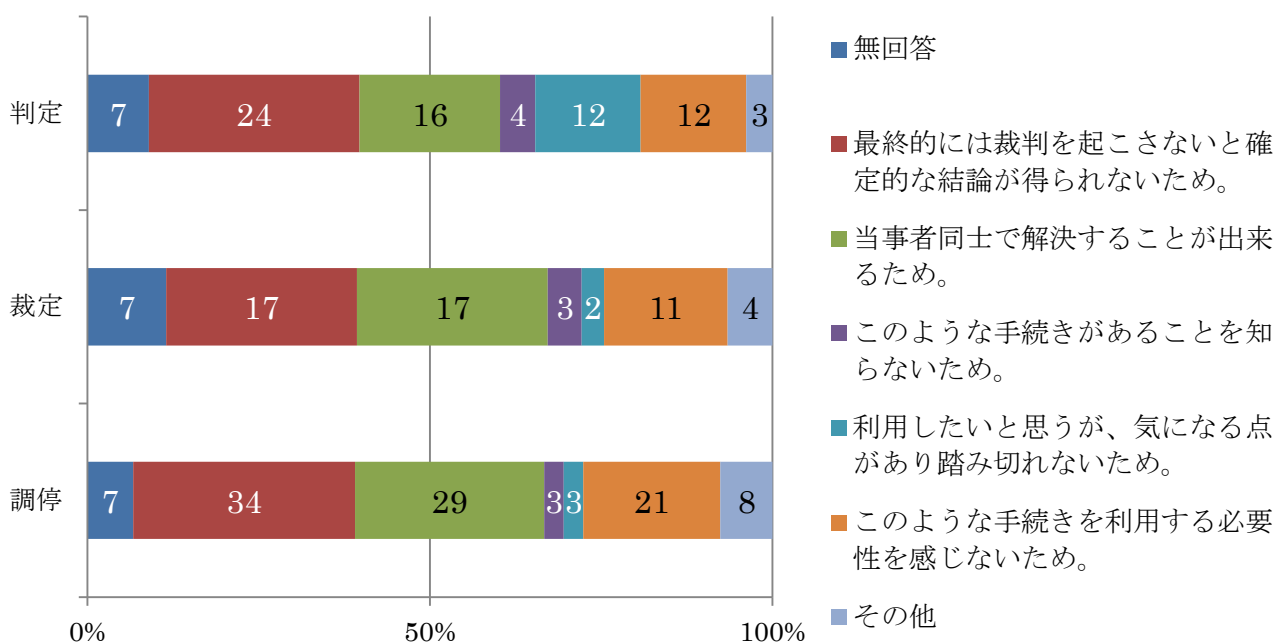
(Q 3－3で「2. なかった」の場合) なぜ効果が無かったと思うのですか？ (自由記述)

(省略)

Q 3－6

（Q 3－1で「4. いずれも利用したことがない」の場合）なぜ利用したことが無いのですか？

	調停	裁定	判定
無回答	7	7	7
最終的には裁判を起こさないと確定的な結論が得られないため。	34	17	24
当事者同士で解決することが出来るため。	29	17	16
このような手続きがあることを知らないため。	3	3	4
利用したいと思うが、気になる点があり踏み切れないため。	3	2	12
このような手続きを利用する必要性を感じないため。	21	11	12
その他	8	4	3



Q 3－7

（Q 3－6で「4. 利用したいと思うが、気になる点があって踏み切れない」の場合）具体的にどのような点が気になっていますか？（自由記述）

（省略）

Q 3－8

（Q 3－6で「6. その他」の場合）具体的な内容をお聞かせください（自由記述）

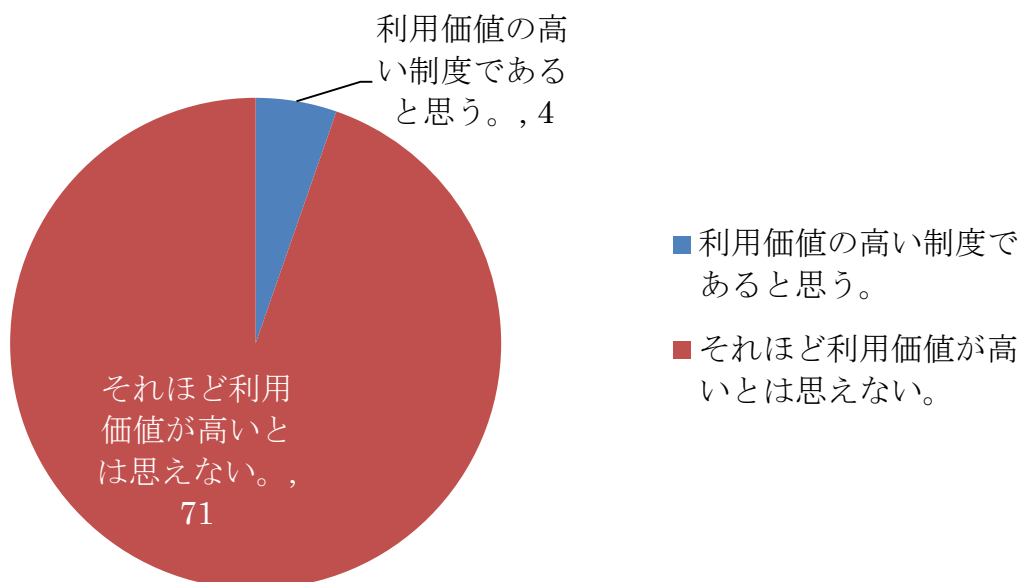
（省略）

Q 4 - 1

判定制度についてどのような印象を持っていますか？

回答総数：75

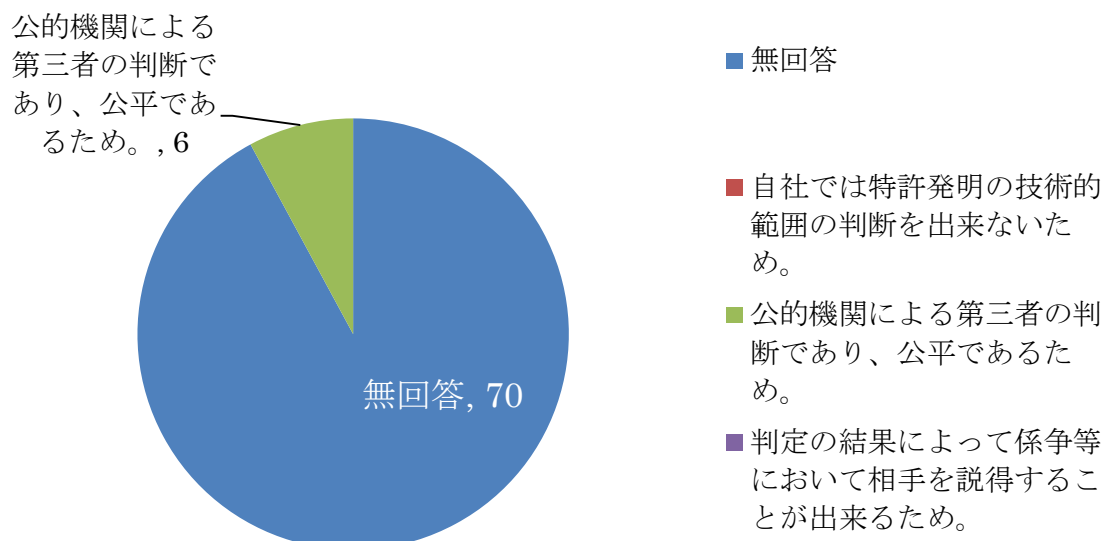
無回答	0
利用価値の高い制度であると思う。	4
それほど利用価値が高いとは思えない。	71



Q 4 - 2

(Q 4 - 1 で「1. 利用価値の高い制度であると思う」の場合) なぜそのように思うのですか？ (複数選択可)

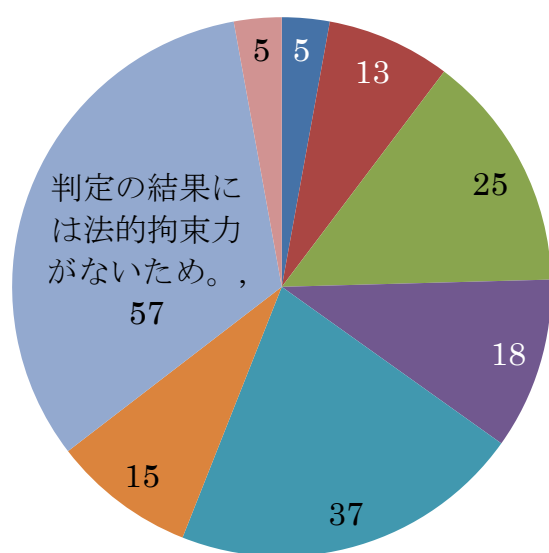
無回答	70
自社では特許発明の技術的範囲の判断を出来ないため。	0
公的機関による第三者の判断であり、公平であるため。	6
判定の結果によって係争等において相手を説得することが出来るため。	0



Q 4－3

（Q 4－1で「2. それほど利用価値が高いとは思えない」の場合）なぜそう思うのですか？
（複数選択可）

無回答	5
自社で特許発明の技術的範囲の判断を出来るため。	13
審理結果が公開されてしまうため。	25
自社の秘密情報が公開されてしまうため。	18
判定の結果では係争等において相手を説得することが出来ないため。	37
判定の審理において無効の主張が出来ないため。	15
判定の結果には法的拘束力がないため。	57
その他	5



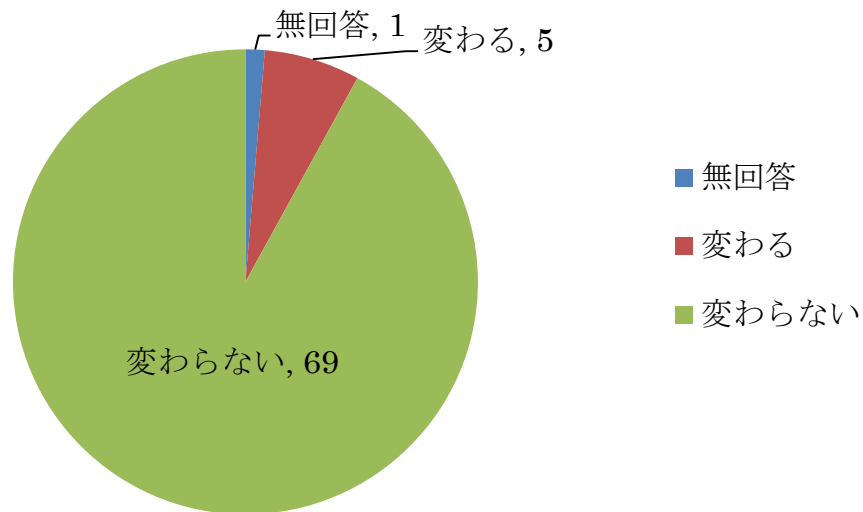
- 無回答
- 自社で特許発明の技術的範囲の判断を出来るため。
- 審理結果が公開されてしまうため。
- 自社の秘密情報が公開されてしまうため。
- 判定の結果では係争等において相手を説得することが出来ないため。
- 判定の審理において無効の主張が出来ないため。
- 判定の結果には法的拘束力がないため。
- その他

Q 4－4

特許庁判定の結果と裁判所の判断は、およそ7割程度一致しているとのデータがあります（注3）。この結果を受け、Q 4－1 の設問の回答が変わりますか？

回答総数：75

無回答	変わる	変わらない
1	5	69

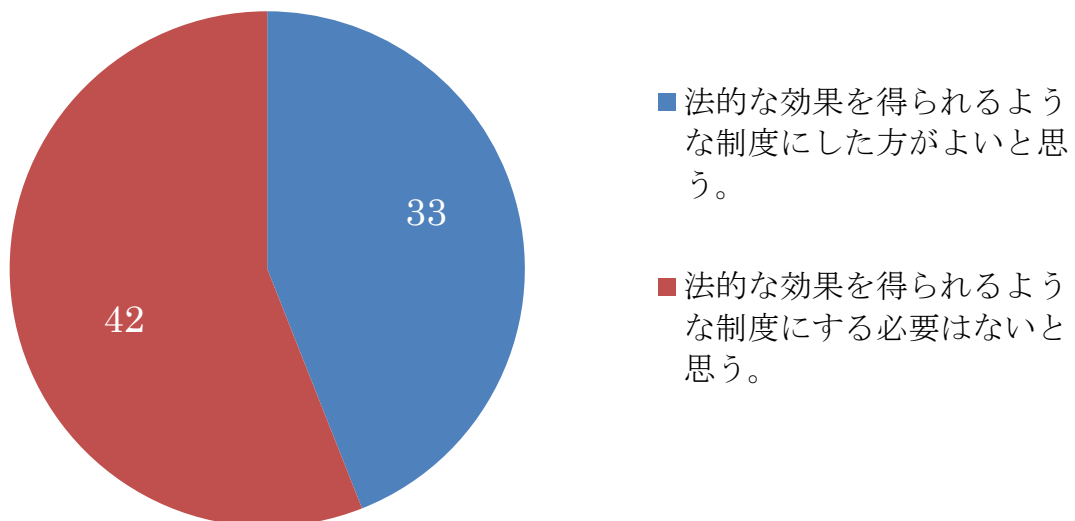


Q 4－5

判定の結果には法的な効果はありません（法的拘束力がありません）。法的な効果を得られるようにした方がよいと思いますか。

回答総数：75

無回答	0
法的な効果を得られるような制度にした方がよいと思う。	33
法的な効果を得られるような制度にする必要はないと思う。	42



Q 4－6

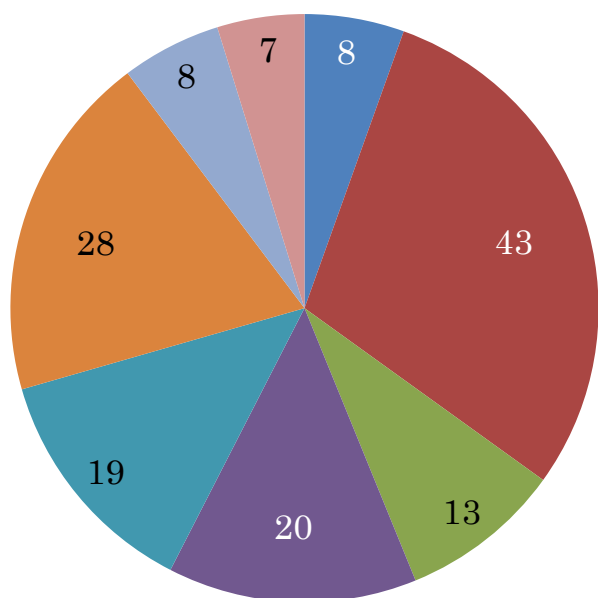
Q 4－5 のように思う理由をお聞かせください。（自由記述）

（省略）

Q 4－7

「法的な効果を得られるようにする」ことになる場合、判定の結果にどのような法的効果があると良いと思いますか？（複数選択可）※この設問には、Q 4－5で「法的な効果を得られるような制度にする必要はないと思う。」と回答いただいている場合も回答願います。

無回答	8
判定の対象となった特許権と被疑侵害物件との関係（権利範囲への属否）については、判定の請求人と被請求人との間で、訴訟において有効となる。	43
判定の対象となった特許権と被疑侵害物件との関係（権利範囲への属否）については、判定の請求人と被請求人以外の人に対しても、訴訟において有効となる。	13
判定の対象となった特許請求の範囲の文言解釈が、判定の請求人と被請求人との間で、訴訟においても有効となる。	20
判定の対象となった特許請求の範囲の文言解釈が、判定の請求人と被請求人以外の人に対しても、訴訟においても有効となる。	19
判定の請求人と被請求人は、判定で争った内容と同一の事実と証拠に基づいて改めて判定を請求することができない。	28
何人も、判定で争った内容と同一の事実と証拠に基づいて改めて判定を請求することができない。	8
その他	7



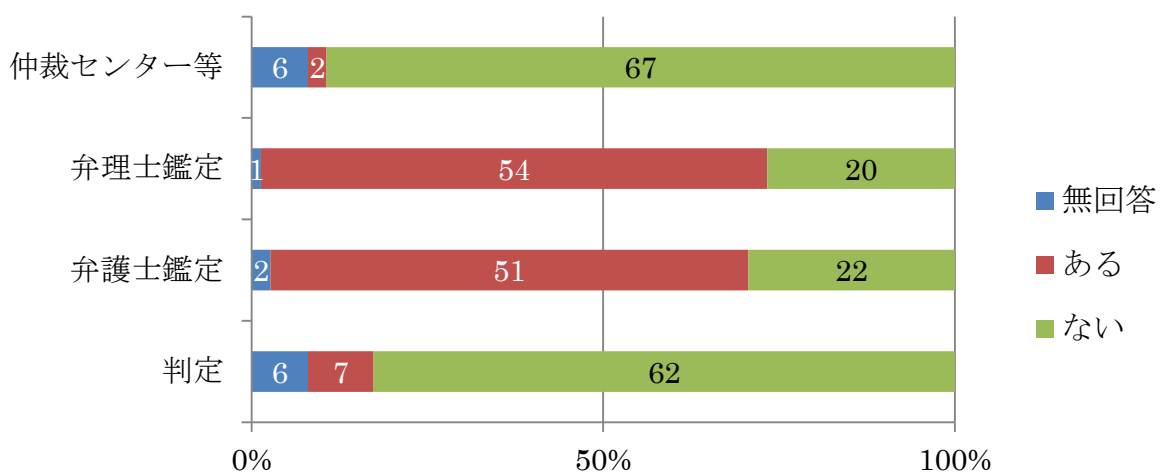
- 無回答
- 判定の対象となった特許権と被疑侵害物件との関係（権利範囲への属否）については、判定の請求人と被請求人との間で、訴訟において有効となる。
- 判定の対象となった特許権と被疑侵害物件との関係（権利範囲への属否）については、判定の請求人と被請求人以外の人に対しても、訴訟において有効となる。
- 判定の対象となった特許請求の範囲の文言解釈が、判定の請求人と被請求人との間で、訴訟においても有効となる。
- 判定の対象となった特許請求の範囲の文言解釈が、判定の請求人と被請求人以外の人に対しても、訴訟においても有効となる。
- 判定の請求人と被請求人は、判定で争った内容と同一の事実と証拠に基づいて改めて判定を請求することができない。
- 何人も、判定で争った内容と同一の事実と証拠に基づいて改めて判定を請求することができない。
- その他

Q 5－1

ある製品や方法と特許権の技術的範囲の関係を明らかにするために次の制度／組織を利用したことはありますか？

回答総数：75

	判定	弁護士鑑定	弁理士鑑定	仲裁センター等
無回答	6	2	1	6
ある	7	51	54	2
ない	62	22	20	67

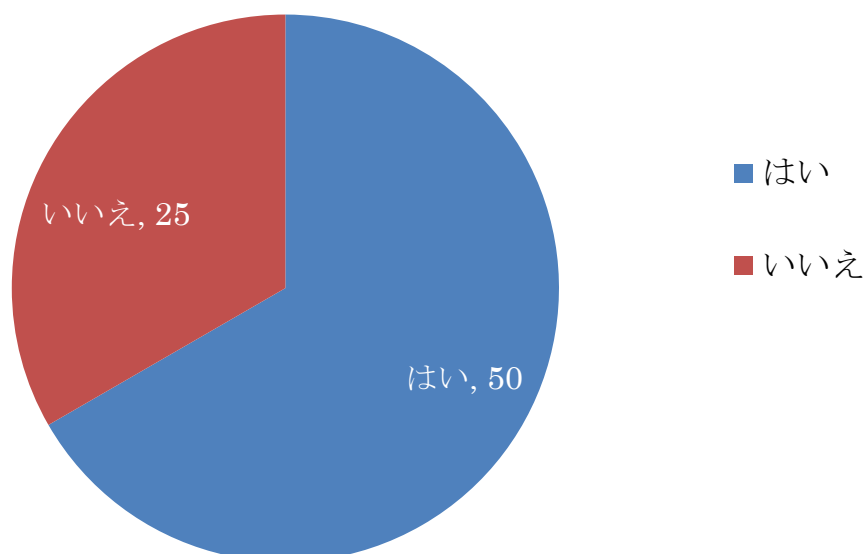


Q 5－2

他社の製品や方法が自社特許の権利範囲に含まれるか否かについて自社で判断できないことがありますか？

回答総数：75

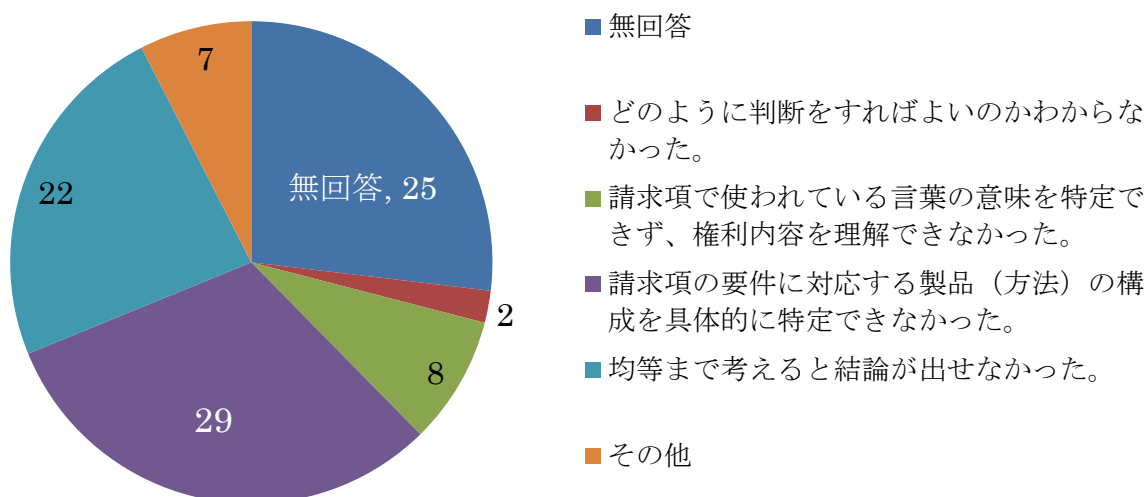
無回答	はい	いいえ
0	50	25



Q 5 - 3

(Q 5 - 2で「1. はい」の場合) なぜ判断できなかったのですか？(複数選択可)

無回答	25
どのように判断をすればよいのかわからなかった。	2
請求項で使われている言葉の意味を特定できず、権利内容を理解できなかった。	8
請求項の要件に対応する製品(方法)の構成を具体的に特定できなかった。	29
均等まで考えると結論が出せなかった。	22
その他	7

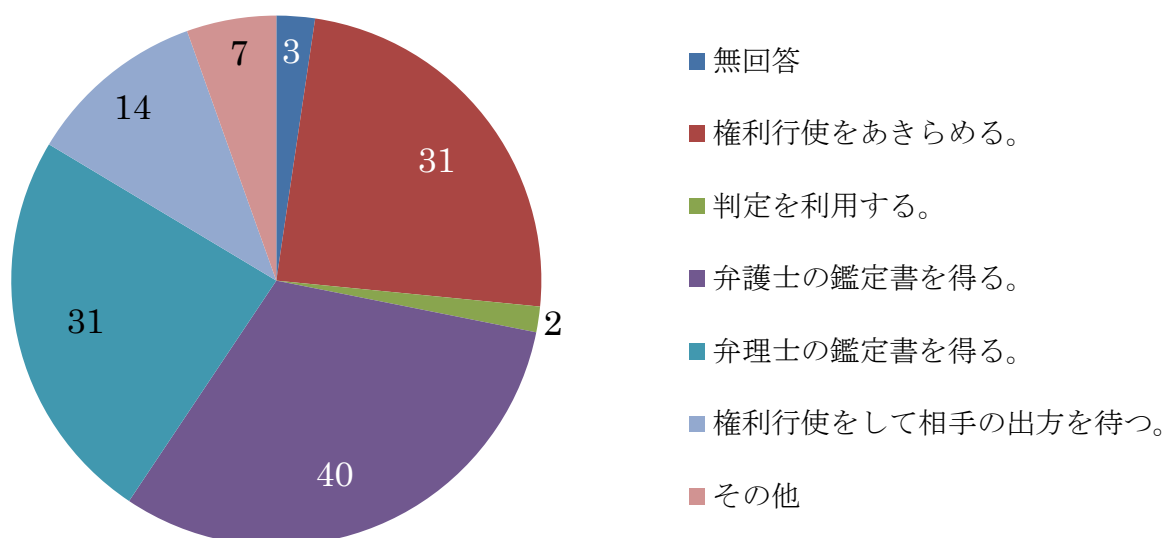


Q 5 - 4

特許権の行使を検討している際、第三者の製品や行為(方法)が自社特許権の権利範囲に含まれるか否かについて、自社で確定的な判断を得られなかった場合(自社の判断に確信を持ってない場合)、どうしますか？

(複数選択可)

無回答	権利行使をあきらめる。	判定を利用する。	弁護士の鑑定書を得る。	弁理士の鑑定書を得る。	民間ADR機関の判定を利用する。	権利行使をして相手の出方を待つ。	その他
3	31	2	40	31	0	14	7

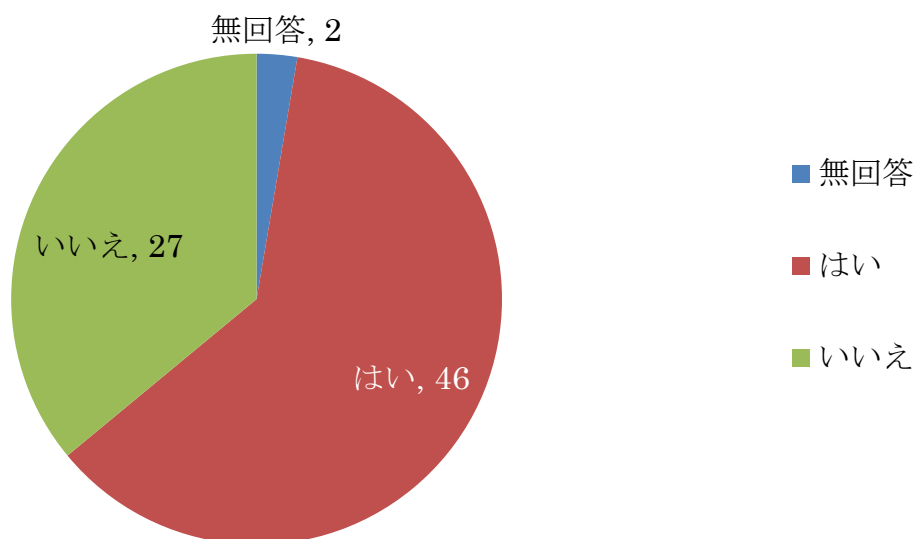


Q 5－5

自社の製品や方法が他社特許の権利範囲に含まれるか否かについて自社で判断できないことがありますか？

回答総数：75

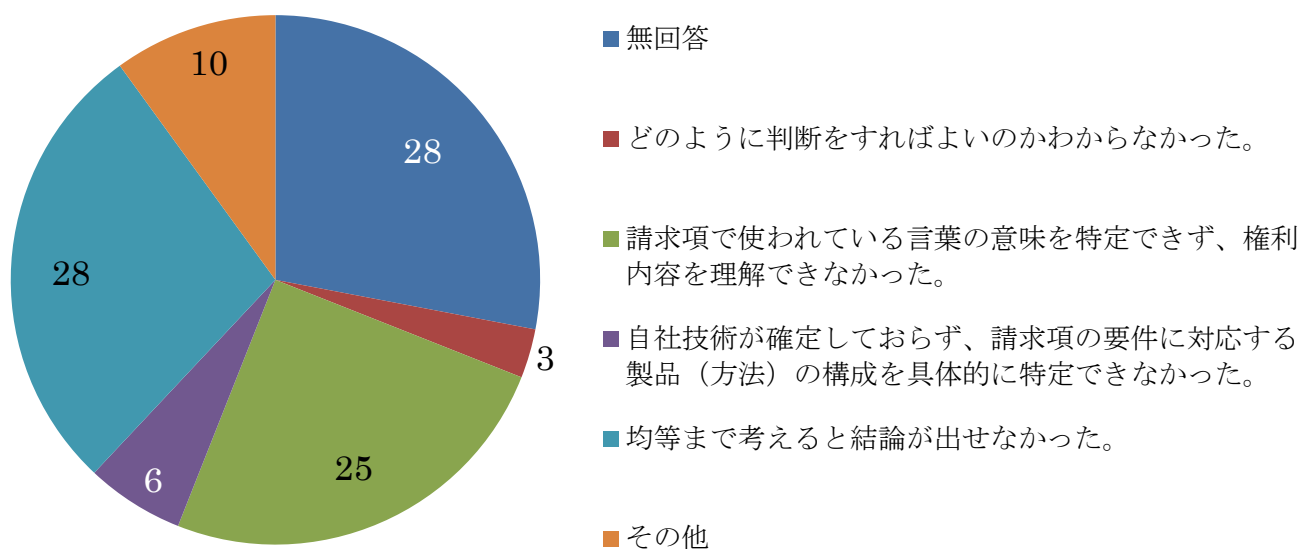
無回答	はい	いいえ
2	46	27



Q 5－6

（Q 5－5で1.「はい」の場合）なぜ判断できなかったのですか？（複数選択可）

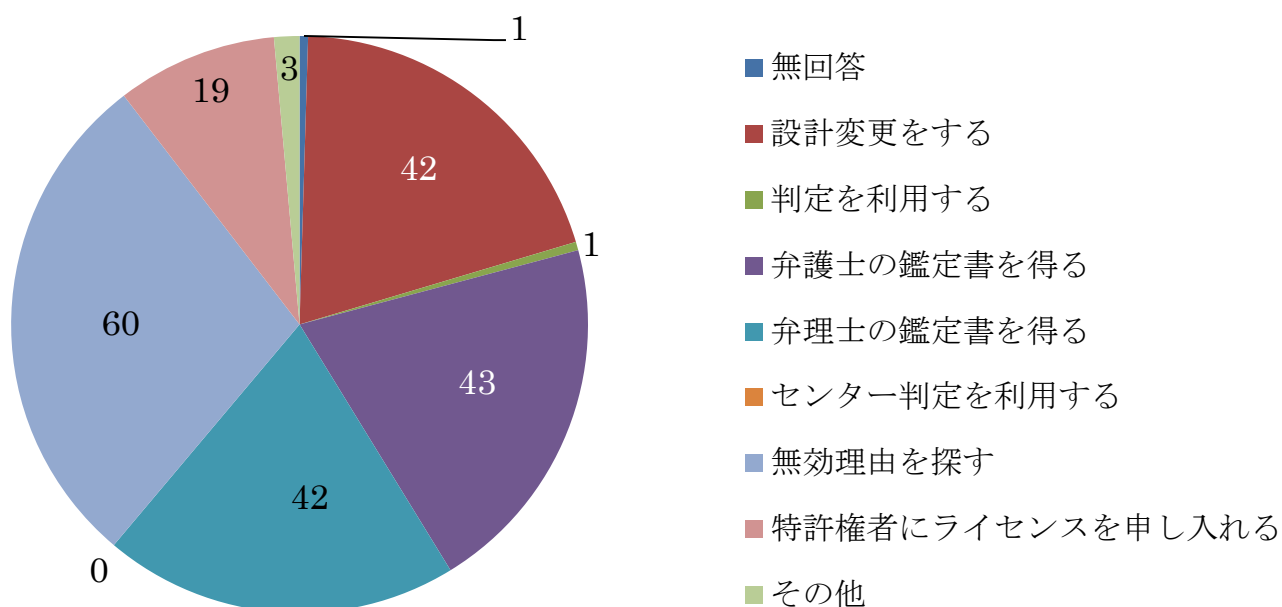
無回答	28
どのように判断をすればよいのかわからなかった。	3
請求項で使われている言葉の意味を特定できず、権利内容を理解できなかった。	25
自社技術が確定しておらず、請求項の要件に対応する製品（方法）の構成を具体的に特定できなかった。	6
均等まで考えると結論が出せなかった。	28
その他	10



Q 5 - 7

自社の製品や行為（方法）が他社の特許権の権利範囲に含まれるか否かについて、自社で確定的な判断を得られなかった場合（自社の判断に確信を持ってない場合）、どうしますか？（複数選択可）

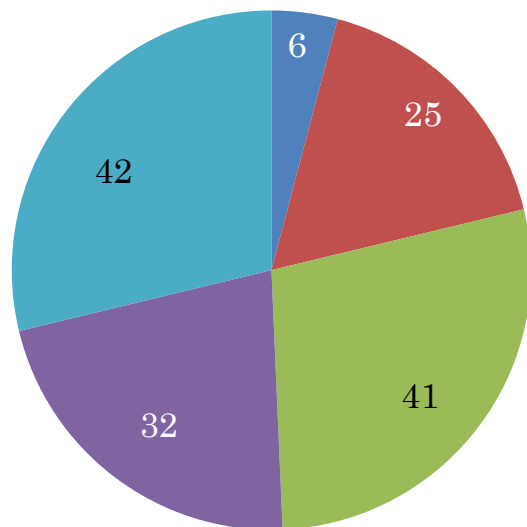
無回答	1
設計変更をする	42
判定を利用する	1
弁護士の鑑定書を得る	43
弁理士の鑑定書を得る	42
センター判定を利用する	0
無効理由を探す	60
特許権者にライセンスを申し入れる	19
その他	3



Q 5 - 8

（Q 5 - 4、Q 5 - 7において「2. 判定を利用する」を選択しなかった場合）なぜ判定を利用しないのですか？（複数選択可）

無回答	6
他の手段と比較して、信頼できないため。	25
判定の結果を他者に知られる可能性があるため。	41
判定で提出した証拠を他者に閲覧される恐れがあるため。	32
係争前段階であり、相手方に自社の動きを知られたくないため。	42



■ 無回答

■ 他の手段と比較して、信頼できないため。

■ 判定の結果を他者に知られる可能性があるため。

■ 判定で提出した証拠を他者に閲覧される恐れがあるため。

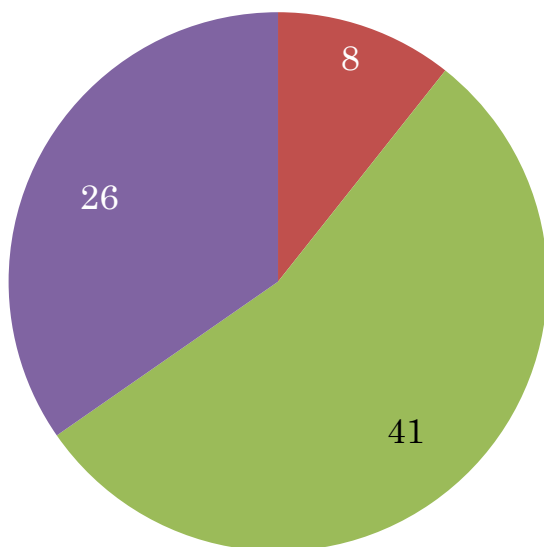
■ 係争前段階であり、相手方に自社の動きを知られたくないため。

Q 5 - 9

判定請求を単独で請求できるようになれば、判定制度を利用したいと思いますか？

回答総数：75

無回答	0
判定請求したことが「相手方以外」に知られないのであれば、利用したいと思う。	8
判定請求したことが「相手方にも」知られないのであれば、利用したいと思う。	41
上記いずれの場合であっても、利用したいとは思わない。	26



■ 判定請求したことが「相手方以外」に知られないのであれば、利用したいと思う。

■ 判定請求したことが「相手方にも」知られないのであれば、利用したいと思う。

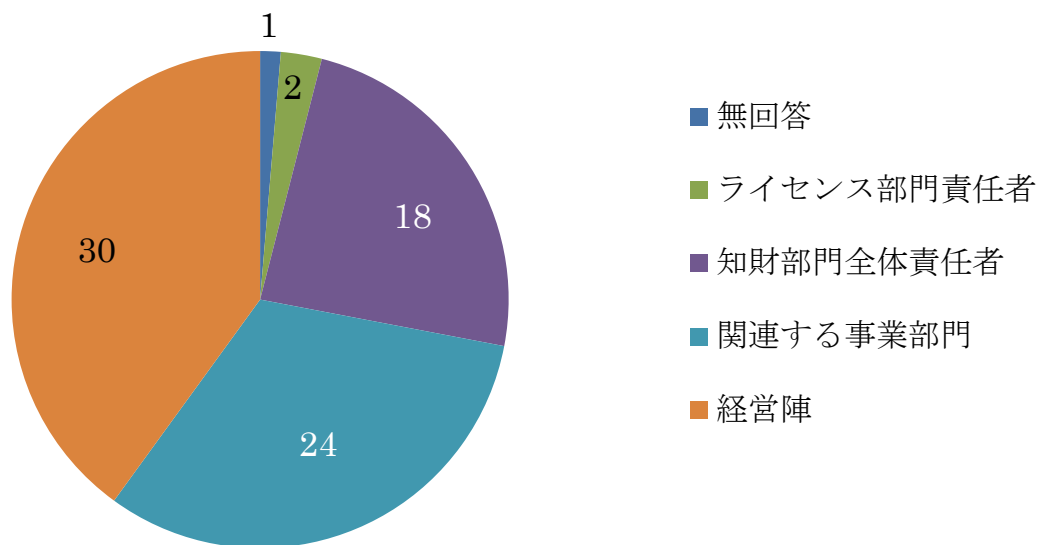
■ 上記いずれの場合であっても、利用したいとは思わない。

Q 6 - 1

（特許権者側の立場で）ライセンスのオファー・警告書送付を行う、（被疑侵害者側の立場で）ライセンスのオファーの受諾／拒否する、際の最終判断はどのレベルですか？（単なる承認手続きではなく、実質的な内容の検討を行った上で判断する主体をお答えください）

回答総数：75

無回答	担当者レベル	ライセンス部門責任者	知財部門全体責任者	関連する事業部門	経営陣
1	0	2	18	24	30

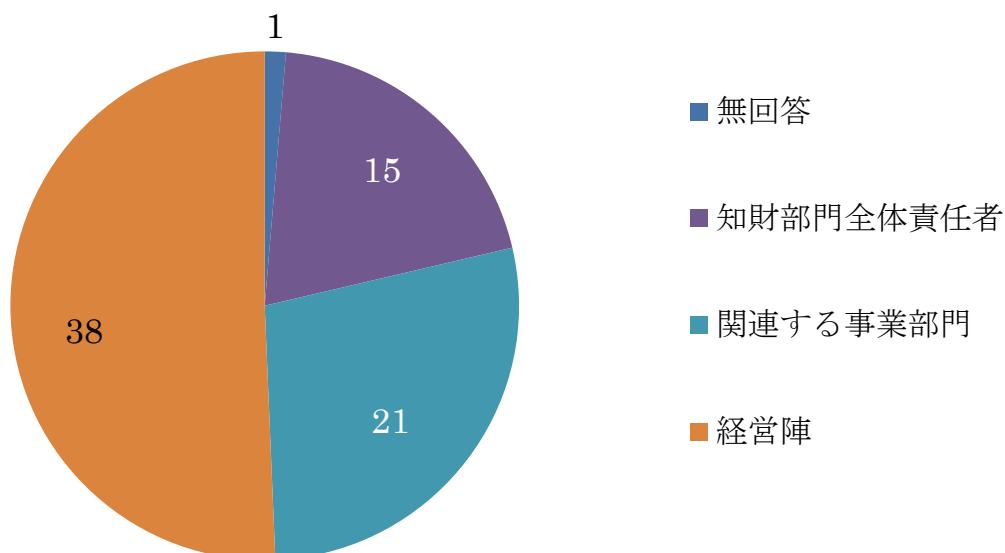


Q 6 - 2

特許訴訟（損害賠償・差止請求訴訟、差止請求権不存在確認訴訟）提起の最終判断はどのレベルですか？（単なる承認手続きではなく、実質的な内容の検討を行った上で判断する主体をお答えください）

回答総数：75

無回答	担当者レベル	ライセンス部門責任者	知財部門全体責任者	関連する事業部門	経営陣
1	0	0	15	21	38

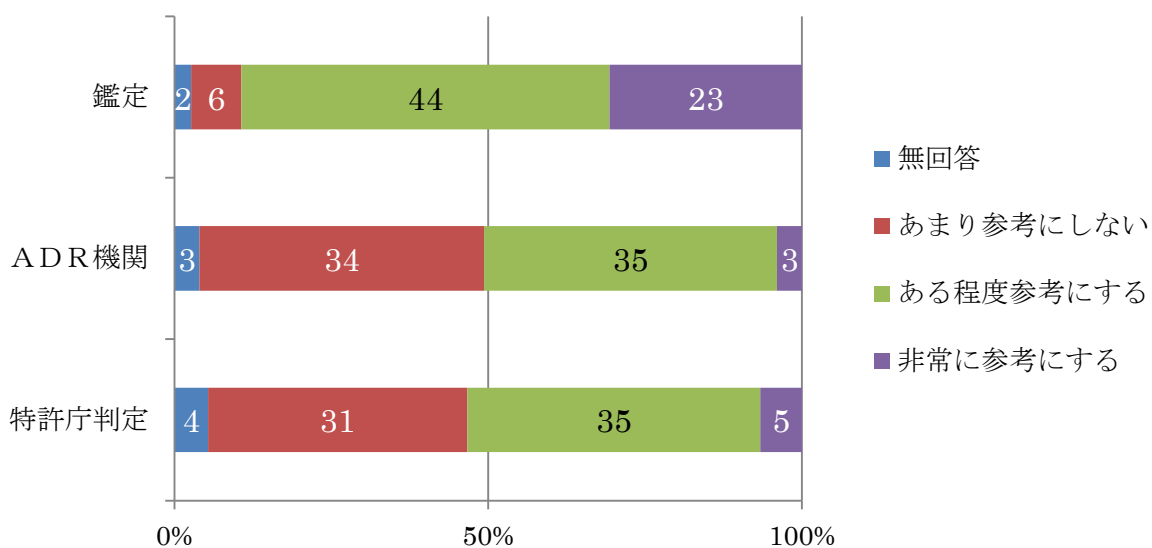


Q 6 - 3

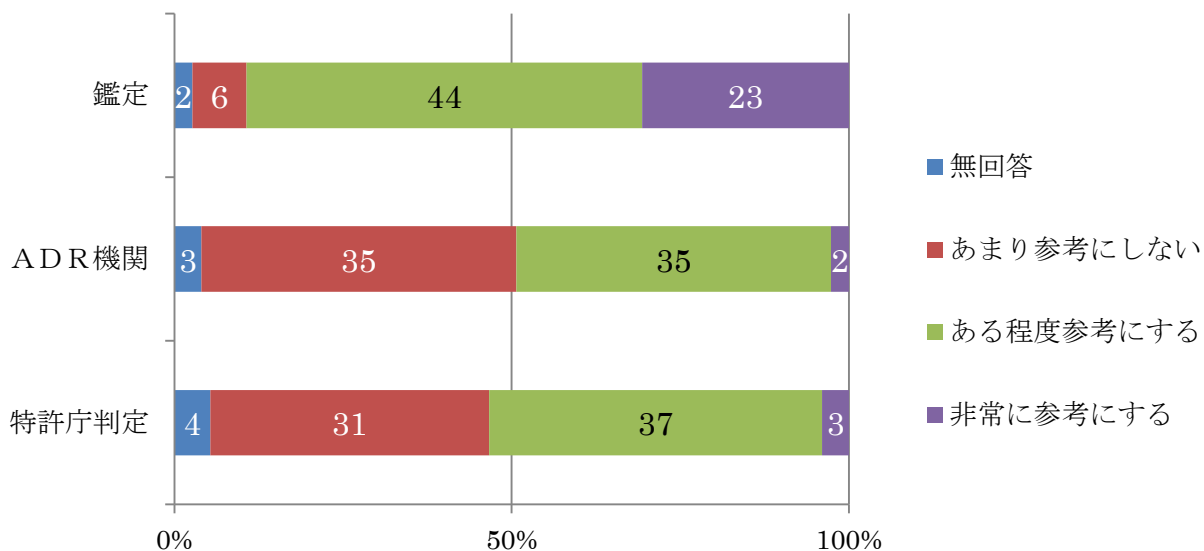
ライセンスのオファーの受諾／拒否を判断する場合（判断することになった場合）、弁護士鑑定、ADR機関判定、特許庁判定をそれぞれの程度参考にしますか？

回答総数：75

【特許権者】	無回答	あまり参考にしない	ある程度参考にする	非常に参考にする
鑑定	2	6	44	23
ADR機関	3	34	35	3
特許庁判定	4	31	35	5



【被疑侵害者】	無回答	あまり参考にしない	ある程度参考にする	非常に参考にする
鑑定	2	6	44	23
ADR機関	3	35	35	2
特許庁判定	4	31	37	3

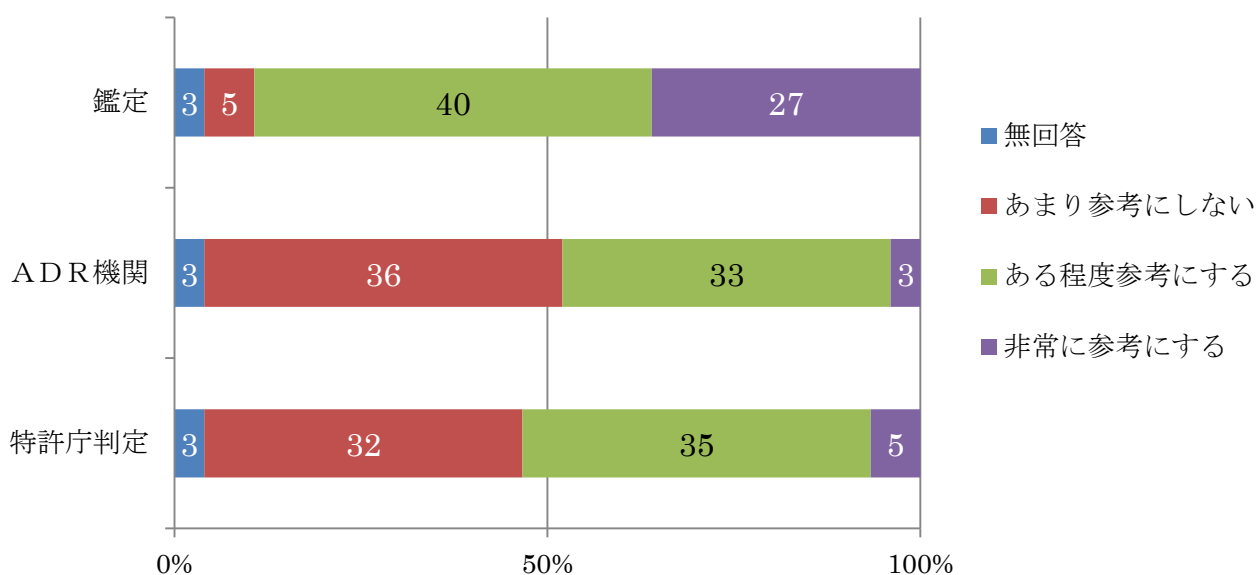


Q 6 - 4

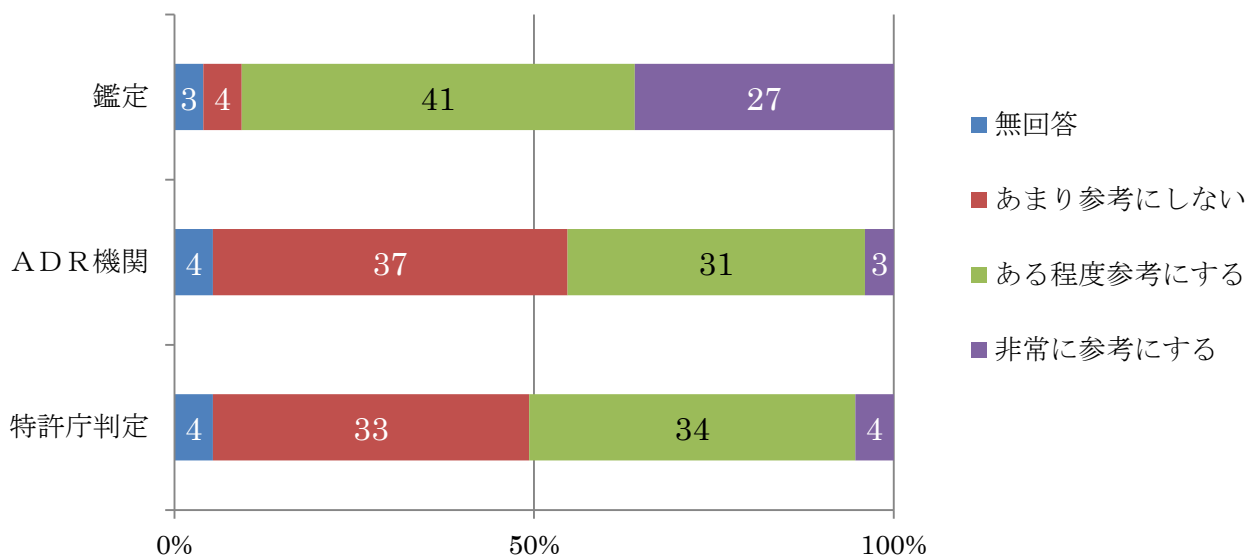
特許訴訟提起を判断するに際して、弁護士鑑定、ADR機関判定、特許庁判定をそれぞれの程度参考にしますか？

回答総数：75

【特許権者】	無回答	あまり参考にしない	ある程度参考にする	非常に参考に にする
鑑定	3	5	40	27
ADR機関	3	36	33	3
特許庁判定	3	32	35	5



【被疑侵害者】	無回答	あまり参考に にしない	ある程度参 考にする	非常に参考 にする
鑑定	3	4	41	27
ADR機関	4	37	31	3
特許庁判定	4	33	34	4

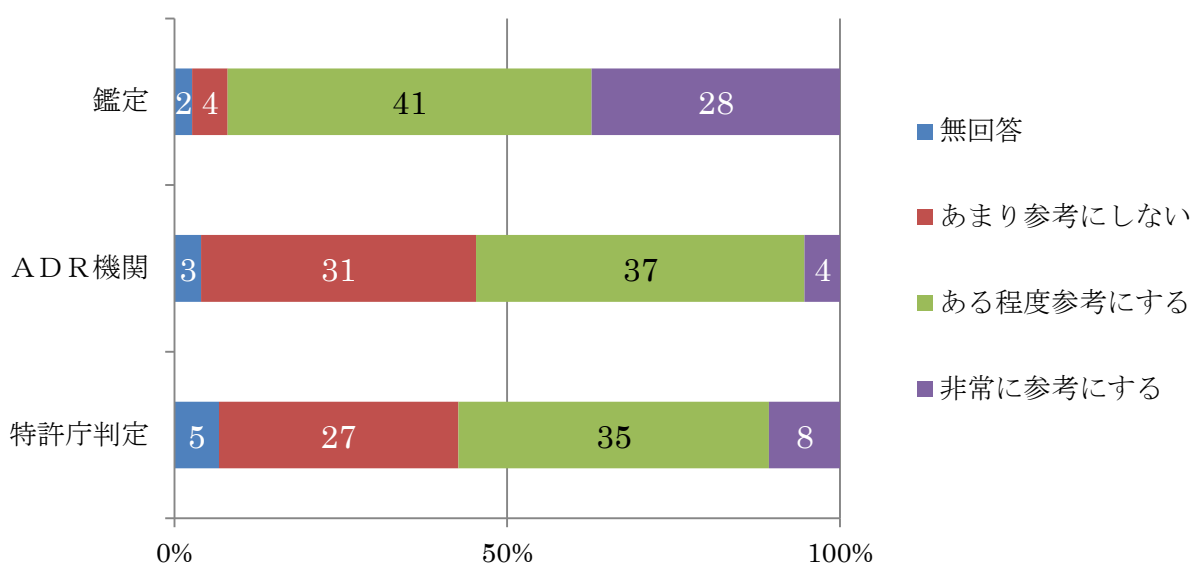


Q 6 - 5

知財部門は、弁護士鑑定、ADR機関判定、特許庁判定をそれぞれの程度重視しますか？（重視することになると思いますか？）

回答総数：75

	無回答	あまり参考 にしない	ある程度参 考にする	非常に参考 にする
鑑定	2	4	41	28
ADR機関	3	31	37	4
特許庁判定	5	27	35	8

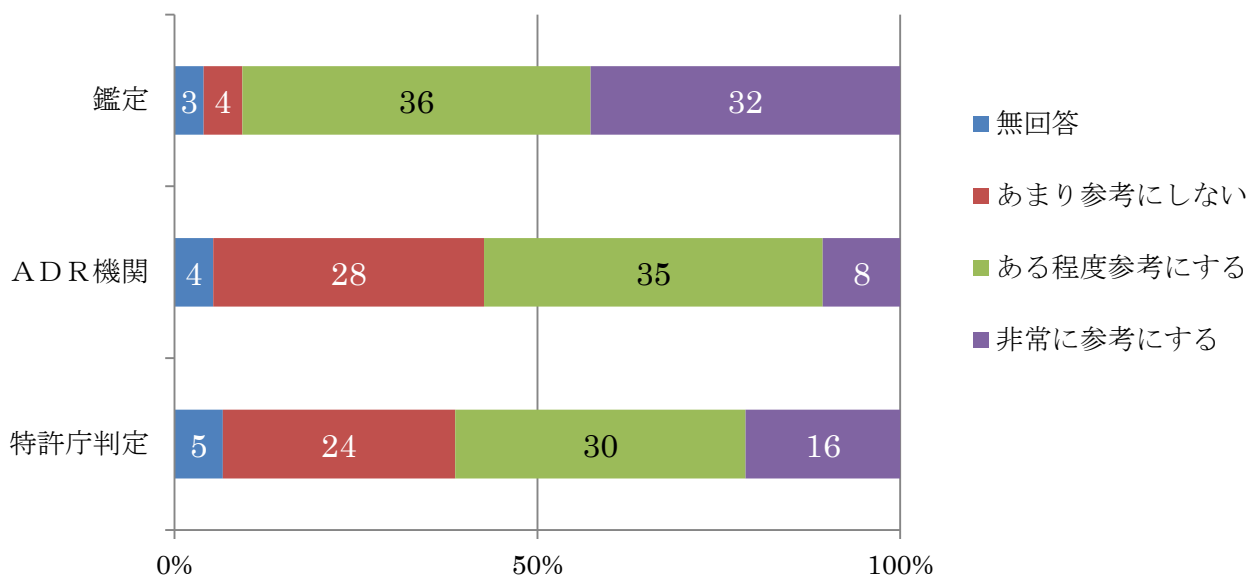


Q 6 - 6

関連事業部門は、弁護士鑑定、ADR機関判定、特許庁判定をそれぞれの程度重視しますか（すると思われますか）？

回答総数：75

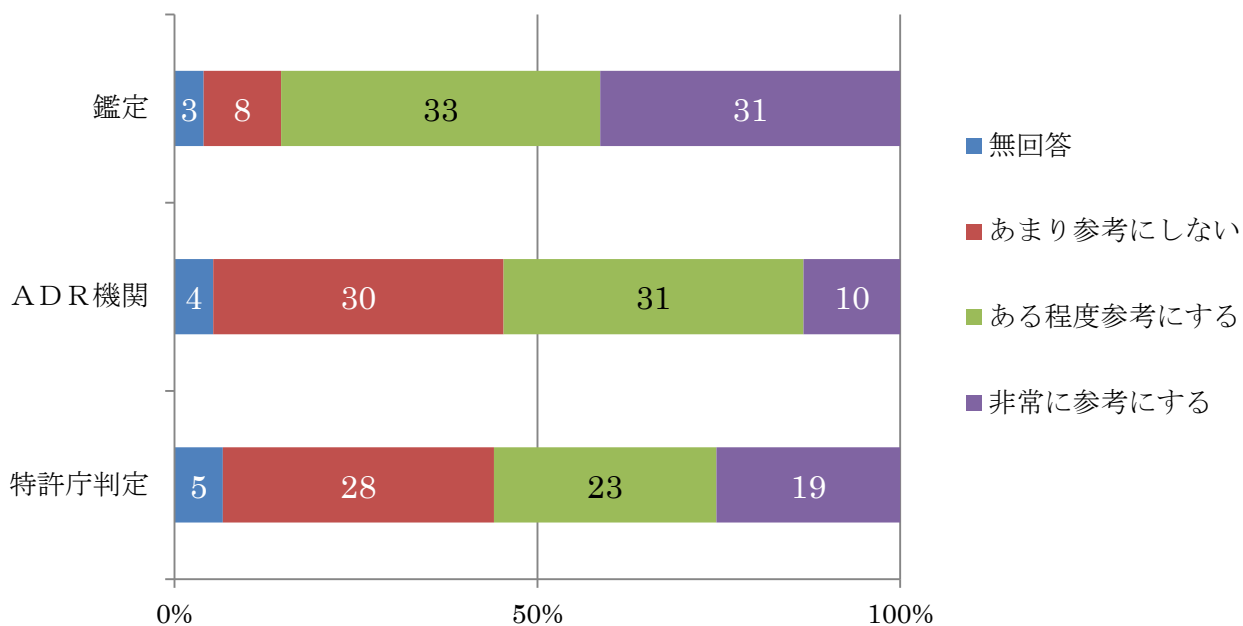
	無回答	あまり参考 にしない	ある程度参 考にする	非常に参考 にする
鑑定	3	4	36	32
ADR機関	4	28	35	8
特許庁判定	5	24	30	16



Q 6 - 7

経営陣は、弁護士鑑定、ADR機関判定、特許庁判定をそれぞれの程度重視しますか(すると思われますか)？

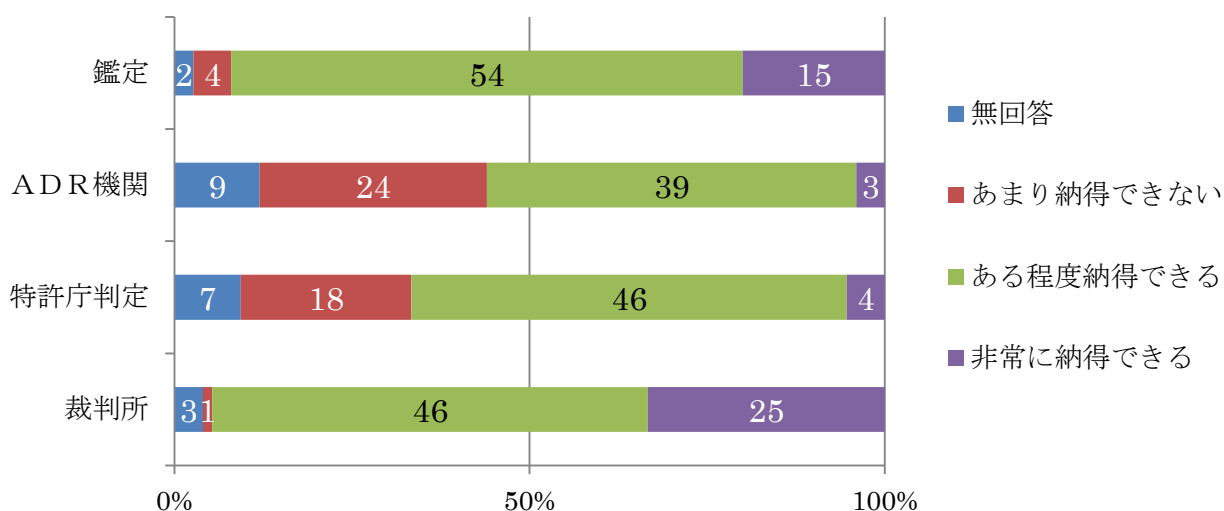
	無回答	あまり参考にしない	ある程度参考にする	非常に参考にする
鑑定	3	8	33	31
ADR機関	4	30	31	10
特許庁判定	5	28	23	19



Q 6 - 8

被疑侵害物が特許発明の技術的範囲に属するか否かについての判断に関して、弁護士、ADR 機関、特許庁、裁判所のそれぞれの判断に、どの程度納得感（判断内容に「なるほど」と思える）がありますか？

	無回答	あまり納得できない	ある程度納得できる	非常に納得できる
鑑定	2	4	54	15
ADR機関	9	24	39	3
特許庁判定	7	18	46	4
裁判所	3	1	46	25



Q 6 - 9

特許の有効性についての判断に関して、弁護士、ADR 機関、特許庁、裁判所のそれぞれの判断に、どの程度納得感（判断内容に「なるほど」と思える）がありますか？

	無回答	あまり納得できない	ある程度納得できる	非常に納得できる
鑑定	3	4	54	14
ADR機関	7	27	38	3
無効審判	5	11	47	12
裁判所	2	3	47	23

